

○富津市空家等対策の推進に関する条例

令和2年3月24日条例第1号

富津市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 所有者、占有者、相続人、相続放棄者（民法（明治29年法律第89号）第940条に該当する場合に限る。）、財産管理人その他の空家等に関する権原を有し、当該空家等を管理すべき者をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業その他活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (3) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(当事者間における紛争解決の原則)

第3条 空家等に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、所有者等による空家等の適正な管理及び活用の促進並びに特定空家等の発生の予防に関し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、空家等の周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空家等を適正に管理しなければならない。

2 所有者等は、空家等を自らが利用する見込みがないときは、賃貸、売買その他の方法により、当該空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

3 空家等の存する敷地の所有者は、当該敷地を他者に使用させている場合は、当該敷地に存する

空家等の所有者等に対して、当該空家等を適正に管理させるよう努めるものとする。

- 4 相続の開始により不動産（建築物又は建築物が存する土地に限る。）を相続した者は、速やかに相続人名義の登記をするよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、空家等が及ぼす生活環境への悪影響について理解を深め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策及び空家等の活用に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 不動産業、建設業その他空家等の活用に関わる事業を営む者は、空家等が及ぼす生活環境への悪影響について理解を深め、市が実施する空家等に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて必要な対策を講じ、空家等の活用及び流通の促進に努めるものとする。

（関係機関との連携）

第8条 市長は、空家等に関する対策の実施に関し必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、当該空家等に関する情報の提供、当該関係機関の権限に基づく措置の実施その他の協力を求めることができる。

（軽微な緊急措置等）

第9条 市長は、空家等が適切に管理されていないことに起因する人の生命、身体又は財産に対する危険が切迫し、これを避けるために緊急の必要があると認める場合であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、法令に違反しない範囲内で、飛散するおそれのある部材の移動その他規則で定める必要最小限の軽微な措置を自ら講じ、又は委任した者に講じさせることができる。

（1）所有者等を確知することができないとき。

（2）所有者等の確知に時間を要すると予見されるとき。

（3）当該空家等の所有者等が自ら当該危険な状態を解消することができないと認めるとき。

- 2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に当該措置の内容を通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないとき、又は当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

（代行措置等）

第10条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告

(以下「指導等」という。)を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合は、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。

2 市長は、前項の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(協議会)

第11条 市長は、法第7条第1項の規定に基づき、富津市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項に関し協議を行う。

(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員13人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に掲げるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

